

科目名	刑事訴訟法 I Criminal Procedure Law : Investigation and Prosecution						
科目担当者							
単位数	2	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期	後期
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]					ディプロマポリシーとの関連	(2)(3)
授業の概要	<p>広義の刑事訴訟（刑事手続）は、犯罪発生から捜査、公訴の提起（起訴）、刑事裁判、判決、刑の執行と矯正、保護・更生、少年法手続を含む長い時間と広い分野にわたる。刑事訴訟法 I は、犯罪発生後の裁判前の刑事手続を対象とする。警察・検察による捜査と、検察官による起訴が対象である。少年犯罪の手続である少年法手続も含む。</p>						
授業の到達目標	<p>①刑事手続の前半である捜査から公訴の提起（起訴）までを概観し、前半の刑事訴訟手続きを理解する ②民事訴訟との相違も理解する ③刑事訴訟法の理念と現実の双方を知り理解する ④問題点の有無を考える</p>						
授業計画・内容	1	刑事訴訟の歴史と刑事訴訟法の意義・目的、一般的マスコミ用語と刑事訴訟法用語の相違					
	2	刑事訴訟の担い手（刑事手続に関わる多数の立場の異なる人たちとその相互関係）					
	3	捜査総説（犯罪捜査の目的と法的性質）					
	4	捜査の端緒（捜査機関が捜査を開始する様々な契機）					
	5	被疑者の身体拘束の開始（逮捕）と令状主義					
	6	被疑者の身柄保全の継続（勾留と勾留理由開示手続）、身柄保全の刑事訴訟の現実（人質司法）					
	7	捜査と物証（物的証拠）と人証（証人）の収集、令状主義					
	8	捜査と証拠の収集の問題点（令状主義の現実、司法のチェックと捜査機関）					
	9	被疑者の供述証拠（自白）の収集（取調べと法的問題点）					
	10	被疑者の防御活動ー被疑者の刑事弁護（弁護士による刑事弁護の目的と意義）					
	11	捜査の終結と微罪処分・起訴猶予・不起訴・起訴（公訴の提起）の判断					
	12	公訴概説（検察官の公訴権、起訴便宜主義）					
	13	起訴（公訴の提起）（公訴権の濫用、不平等起訴、検察審査会、弁護士による付審判手続）					
	14	審判対象（起訴の対象）、公訴権と訴訟条件					
	15	捜査・起訴の問題点のまとめと定期試験案内					
授業外学修 (事前学修)	Moodle に授業前に掲載するレジュメを読み考える。考えた上で疑問点・質問をメモする。関連事項をインターネットや他の情報源で調べておく。（毎週 2 時間程度）						
授業外学修 (事後学修)	その回の課題があれば、課題を考えて答えて次回に提出する。疑問点をインターネットや他の情報源で調べて考える。（毎週 2 時間程度）						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法				評価比率		到達目標との対応
	課題の提出及び内容 学期末試験				40% 60%		①、④ ①、②、③、④
成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合 ・課題に答えて提出していること						
教科書	三井誠・瀬川晃・北川佳世子編『入門刑事法 [第 8 版]』（有斐閣）及びレジュメ						
参考文献	その都度案内する						
その他	毎回パソコンを持参しインターネットに接続する。スマートフォンも活用する。						